

福岡地方裁判所委員会（第11回）議事概要

1 開催日時

平成18年3月29日午後2時30分～午後5時20分

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）

簗田孝行委員長，夏樹静子副委員長

石村一枝委員，織田孝二委員，川口宰護委員，古賀靖子委員，田邊宜克委員，野口郁子委員，藤岡隆士委員，船木誠一郎委員，森岡孝介委員，矢吹雄太郎委員
（五十音順）

（福岡地方裁判所）

宮本禎一郎事務局長，保久村登民事首席書記官，轟田一夫刑事首席書記官，立川治福岡簡易裁判所首席書記官

（説明者）

村上経理課長

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

梶井宏一総務課長，尾方誠司総務課課長補佐，柏原慎一総務課専門官

4 配布資料の説明

(1) 議事概要（第10回）

前回の委員会内容を庶務がまとめ，委員長，副委員長が確認，修正したもの

(2) 「福岡地方裁判所等への案内表示の状況」と題する書面

福岡地方裁判所本庁及び管内の裁判所への案内表示の状況について記載したもの

(3) 「裁判所に寄せられる裁判官に関する苦情等について」と題する書面

裁判官に対する苦情等について関係項目に分類して記載したもの

(4) 「『活発な裁判所委員会』調査」と題する書面

同書面に記載のある団体から当委員会の実情について調査を依頼するもの

5 議事 (□委員長, △副委員長, ○学識経験者委員, ◎法曹委員, ◇裁判所)

(1) 裁判所へのアクセスについて

村上経理課長から下記のとおり説明した。

ア 福岡地方裁判所本庁への案内表示の状況について (福岡地方裁判所周辺の地図及び写真を示しながら), 自動車による来庁者と地下鉄・バスによる来庁者のそれぞれに向けた案内表示がある。これは, 福岡市が都市サインについては, 氾濫する案内情報を整理し, わかりやすい都市環境をつくる目的で, 自動車系と歩行者系の都市サインに分けて整備を行っており, 基本的には, 裁判所のような公共施設であっても, 案内表示を新設するには, 福岡市の都市サイン計画に取り込んでもらう必要があり, 独自に新設を行おうとしても, 原則として許可が降りない状況にある。

イ 管内の裁判所への案内表示については, 平成17年度に, 以前から寄せられていた裁判所利用者の意見等を受け, 経理課において, 管内全庁の案内表示設置状況の調査を実施した上, 八女, 行橋, 大牟田, 飯塚, 柳川, 田川の各庁及び福岡簡易裁判所石城町分室に案内表示等を新設 (検察庁と共同設置分を含む。) した。

ウ 裁判所へのアクセスルートの周知について, 事件関係者への書類等を発送する際に裁判所の案内図を同封したり, 案内図を印刷した封筒を18年度中には作成することや, 裁判所ホームページに全庁分の案内図を掲載していく予定である。

□ 管内の裁判所の案内表示等については, 当委員会でもその充実が必要であるとの意見が出されていたこともあって, 平成17年度に, 新たに管内7庁, 25か所に案内板や看板を設置した。

福岡市には都市サイン計画があり, 新たな案内表示の設置は難しいとのこ

とだが、実際に市営地下鉄を利用して裁判所に向かう人が、地上への出入口付近で迷っていることがあり、初めて裁判所にくる人には分かりづらい。今後、裁判員裁判が始り、初めて裁判所にくる人が飛躍的に増えることを考えれば、案内表示の充実についてさらに努力をする余地がある。

△ 市営地下鉄の地上出入口付近には、改札口付近にあるような案内表示がないので、同じような案内表示の設置を要望してはどうか。

◇ 裁判所だけ特別扱いは難しいかもしれないが、福岡市に対して交渉はしてみたいと考えている。

◎ 裁判所までのアクセスのポイントとしては、JR博多駅や西鉄電車の天神駅などにも何らかの表示が必要ではないか。

○ 福岡空港にも何らかの案内表示があってもいいのではないか。また、案内表示だけでなく、裁判所の自助努力として、例えば花をたくさん植えるなどして、裁判所と言えば、綺麗な花がたくさん咲いている所というような感じで、何か特徴を出すことも一つの方法である。

○ 裁判所までの道を聞かれることがあるが、地方裁判所と家庭裁判所をわかりやすく区別する方法はないか。

○ 地方裁判所の取付道路登り口にある置き石の表示は、単に裁判所となっているが、地方裁判所、家庭裁判所の別を表示するとか、例えば地方裁判所の表示のそばに家庭裁判所はもう少し先にあることを明示するなどの方法は考えられないか。

△ タクシーに乗って裁判所までとお願いしたら、家庭裁判所に行ったことがある。

◎ 依頼者と地方裁判所で待ち合わせたところ、タクシーを利用した依頼者が家庭裁判所に行ってしまい、法廷に遅れたことがあったので、その後は、依頼者がタクシーでくると聞いた場合、地方裁判所と家庭裁判所の別をきちんと運転手に指示するように言っている。

◎ 裁判所からタクシーの業界団体に対して、地方裁判所と家庭裁判所とは場所が違うので注意願いたいというような申し入れをしてはどうか。

□ 裁判所からタクシーの業界団体に対して、地方裁判所と家庭裁判所の場所が違うことについて申し入れを行い、結果等を次回委員会で報告をしたい。

(2) 裁判所に寄せられる裁判官に関する苦情等について

梶井総務課長から次のとおり説明した。

ア 苦情等の窓口は、裁判所に係属する具体的な事件に関するものや、裁判手続に係るものは、担当書記官やその上司である主任書記官が対応窓口となっており、裁判官を含めた職員の態度や話し方に関するものは、総務課課長補佐が窓口となっている。

イ 苦情等に関する対応は、事件部、総務課を問わず、話をきちんと聴いた上で、公平中立な立場を踏まえた懇切丁寧な説明に心がけ、御理解を得るようにしている。また、総務課で苦情を受けた場合、職員に不適切な対応があったことが認められるときは、直属の上司を通して当該職員を厳しく指導している。

○ 苦情を述べる人は、対応者が時間をかけて話を聴くことで、気が済むこともあるが、きちんとした回答を求められる場合もある。

○ 今回の事例の中で、裁判官に対して厳しく指導した事例はあるのか。

△ 電話で苦情を受けた際、相手方が録音をしている場合があると思うが、裁判所は録音するのか。

◇ この事例の中には、個別の裁判官を厳しく指導した事例はないが、所長が裁判官会議の場、その他あらゆる機会に事例を紹介するなどして、裁判官に対する注意喚起をしたものはある。また、福岡地方裁判所では苦情電話の録音は行っていない。

○ 今回分類した苦情の事例からすると、裁判所は、苦情を言ってきた者に対応をして納得してもらったということかもしれないが、この苦情を組織とし

てどう活用するのかという点が重要である。

- 苦情等について、もっと本当に厳しい事例がないのか。もしあるならば委員会に内容を開示してもらい、裁判所がどのように取り組むべきか検討することができる。
 - ◎ 苦情対応のシステムを構築し、事例を集積して、フィードバックする必要がある。弁護士会では、市民窓口をつくり、弁護士に対する苦情を受け付け、記録として残し、件数や概要を年に1回、記者会見で公表している。
 - ◎ 裁判所に寄せられる苦情と同じく、弁護士会に寄せられる苦情も、ほとんど民事関係のもので、刑事関係のものは記憶にない。
- (3) 福岡地方裁判所委員会に対する調査依頼については、委員会で検討した結果、回答しないこととした。
- (4) 裁判員制度広報の一環として実施予定の模擬裁判について
- 裁判所、検察庁、弁護士会の三者で組織している裁判員制度広報推進福岡地方協議会では、裁判員裁判を国民によく知ってもらうため、憲法週間行事の一つとして5月19日午前10時から午後5時ころまでの予定で、傍聴希望者を一般国民から公募した模擬裁判員裁判の実施を企画している。ぜひ、委員の方々にこの模擬裁判の裁判官と裁判員役をお願いできないかと考えている。
- また、この模擬裁判員裁判終了後、委員の方々には、模擬評議を経験したことのある司法記者との間で、裁判員裁判を体験した感想や疑問、裁判員制度を運営していく上での問題点、さらには、制度に対する厳しい意見など、率直な意見交換を行っていただけないかと思っている。
- 裁判所、検察庁、弁護士会の三者が、裁判員制度広報に努力することは問題ないが、地方裁判所委員会が先頭に立って裁判員制度の広報を担うのは、地方裁判所委員会の本来の役割ではない。
 - 裁判員制度広報のために、委員が模擬裁判員裁判に参加することは問題が

あるが、委員会が、裁判員制度の問題点等を検討するため、委員を参加させることは構わない。

- ◎ 委員が参加する模擬裁判員裁判は是非やっていただきたい。裁判員裁判のビデオを見ているだけではわからないことがあるし、委員が裁判員を体験し、それが新聞記事になることで、読者の裁判員制度に対する理解にも繋がる。
- ◎ 裁判員に関する法律ができ、法曹三者は、この制度の実施に向けた努力をしているが、今までの経験や抱いているイメージがどこまで役立つのかわからない面があり、模擬裁判員裁判を体験した人から、具体的な意見をいただくことで、さらなる工夫が可能になる。
- ◎ 委員に裁判員を経験してもらい、辛辣な意見もいただき、取り入れていくことで、制度が一般市民の感覚と乖離することを防止できる。
- △ 2年半前、裁判員制度が導入されることが決まったが、やることが決まった以上、制度が導入されたことで、裁判が良くなることが大事だと思っている。
- ◎ 最近では裁判員制度の広報が進み、制度に対するシビアで具体的な質問が増えていることもあり、疑似体験をすることは意義があるし、その上での苦言をフィードバックする必要がある。
- △ 模擬裁判員裁判では、事件をどこまで理解できるかとか、集中力を長時間維持できるかといった不安もあるが、特に市民に間違ったイメージを持たれることのないように注意したい。
- 模擬裁判員裁判のイメージがまだはっきりしないし、専門用語などが分からないので、忌憚ない意見交換が行えるよう、評議は非公開にしていきたい。
- 模擬裁判員裁判に参加するのは、とても不安だが、模擬ということで、言い損なうことがあっても、勉強だと考えたい。
- ◎ 裁判員裁判の手続を検証するために、実際の事件を試験的にやることはで

きないので、模擬裁判員裁判を実施する必要がある。

- 裁判員制度について、法律で決まったから単に実施するというのではなく、修正の可能性があってもよいのではないか。
- ◎ 法律が成立した時、国民的な論議はなかったかもしれないが、現在、翻っているいろいろなことを考えることはできる。
- 基本的にひっくり返ることはないかもしれないが、模擬裁判員裁判などを大いにやって、こういう点はやっぱり駄目だというのはあっていいのではないか。
- ◎ 評議については、一般の方は、多くの方に傍聴されると意見を言いにくいかもしれないので、今回はとりあえず公開しないことも考えてはどうか。
- △ 評議を公開されたくないという気持ちもあるが、公開することで、たくさんの方の参考になるという面もある。
- 委員会として模擬裁判員裁判実施に協力することにし、委員は裁判官、裁判員役として参加するが、評議の公開については、後日各委員の意見を個別に聴いた上で決めることとしたい。

(5) 矢吹委員の退任あいさつ

6 次回期日

第12回（模擬裁判員裁判） 平成18年5月19日（金）